

**答 申 書**  
**(答申第24号)**  
**平成18年7月3日**

---

**1 審査会の結論**

実施機関が「すでに開示されている財団法人〇〇〇〇〇の平成11年〇月〇日付理事会議事録に説明されている基本財産土地売却に伴う基本財産（引当預金）の1億円増額を証する関係書類一式」として既に開示した公文書を開示請求の対象公文書として特定したことは妥当である。

**2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨**

(省略)

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、すでに開示されている財団法人〇〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）の平成11年〇月〇日付理事会議事録に説明されている基本財産土地売却に伴う基本財産（引当預金）の1億円増額を証する関係書類一式である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、実施機関が保有する簿冊「本件法人平成11年度事業報告書、計算書類」のうち、本件開示請求（基本財産土地売却に伴う基本財産（引当預金）の1億円増額を証する関係書類）に対応する公文書（以下「本件公文書」という。）を特定した。

本件公文書は、①平成11年度事業報告書、②平成11年度収支計算書、③正味財産増減計算書、④計算書類に対する注記、⑤貸借対照表（平成12年3月31日現在）、⑥財産目録（平成12年3月31日現在）、⑦預金残高証明書、⑧郵便貯金現在高証明書、⑨社債登録簿登録証明書、⑩残高証明書及び⑪財産目録（平成11年3月31日現在）である。

実施機関は、このうち⑦、⑧、⑨及び⑩に記載されている「記号番号、口座番号及び登録番号」を北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第2号に規定する非開示情報に該当するとして、一部開示決定処分を行った。

本件異議申立ては、本件公文書のほかにも本件開示請求に係る対象公文書があるとしてその公文書の開示を求めるというものであることから、本件公文書を本件開示請求の対象公文書としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 本件開示請求に係る対象公文書について

ア 実施機関は、本件公文書を取得した根拠を次のとおり説明した。

実施機関の所管に属する公益法人の設立許可及び指導監督に関する事務は、民法、公益法人の設立許可及び指導監督基準（平成8年9月20日閣議決定）のほか、公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和53年北海道教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）及び公益法人事務取扱要領（平成11年3月8日教育長決定。以下「要領」という。）に基づき、行っている。

規則第13条の規定により、法人は、毎事業年度開始後3月以内に、報告書に次の書類を添えて教育委員会に報告しなければならないとされている。

(ア) 前事業年度（事業年度の定めのない法人にあっては、前年。以下同じ。）の事業報告書並びに収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表

(イ) 前事業年度末現在の財産目録

(ウ) 社団にあっては、前事業年度末現在の社員名簿及び前事業年度における社員の異動状況を記載した書類

(エ) 上記(ア)、(イ)、(ウ)に掲げる書類が定款又は寄附行為に定める作成の手続を経たことを証する書類

また、要領の別表において、当該提出書類の内容について定めており、それによると財団法人が事業状況等の報告として提出すべき書類は、「事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、計算書類に対する注記、貸借対照表、財産目録、基本財産の権利及び価格を証する書類及び理事会及び評議員会の議事録の写し」とされている。

このうち、「基本財産の権利及び価格を証する書類」とは、不動産の登記事項証明書、銀行等の残高証明書、保護預証等を指すものとされ、「理事会及び評議員会の議事録の写し」は、議長及び議事録署名人の押印のあるものの写しとなっている。

なお、上記(エ)の「定款又は寄附行為に定める作成の手続を経たことを証する書類」とは、上記「理事会及び評議員会の議事録の写し」のことをいうものであり、本件法人の寄附行為においては、当該法人の決算は、会計年度終了後2月以内に理事長が作成した財産目録及び事業報告書並びに財産増減事由書とともに監事の意見をつけて、理事会の承認を受け、実施機関に報告しなければならないと定めていることから、当該議事録の写しとは、平成11年度終了後、平成12年度に開催され、平成11年度事業報告書、計算書類が議決された理事会及び評議員会の議事録の写しをいう。

「本件法人平成11年度事業報告書、計算書類」は、規則等に基づき、平成12年度に本件法人から実施機関へ提出があったことから、取得したものである。

イ 当審査会としては、本件公文書は、実施機関が説明するように、実施機関の所管に属する公益法人の指導監督に関する事務として、規則等に基づき本件法人が実施機関に対して提出すべき書類であると認められる。

異議申立人は、本件公文書以外に対象とすべき公文書があると主張するが、本件法人は規則等に基づき本件公文書を実施機関に提出したものであり、それ以外の文書を実施機関に対して提出する義務はないことから、本件法人から本件公文書以外の文書を取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。したがって実施機関が本件開示請求の対象公文書として本件公文書を特定したことは妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、意見書等において、過去の異議申立人の開示請求や本件法人に関し、実施機関の対応等の問題を種々主張するが、当審査会としては、あくまでも条例の規定により実施機関が行った開示決定等の判断が妥当かどうかを判断するものであり、その余の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられるものであることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年 4 月13日	○ 諮問書の受理（諮問番号26） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③異議申立補正書の写し、④公文書開示請求書の写し、⑤公文書一部開示決定通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書）の提出
平成18年 4 月20日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成18年 5 月15日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 審議
平成18年 6 月12日 （第三部会）	○ 審議
平成18年 6 月30日 （第12回審査会）	○ 答申案審議
平成18年 7 月 3 日	○ 答申